

経済文教常任委員会記録

令和5年12月11日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前11時30分

○出席委員（7名）

4番 三浦 行 委員 6番 工藤 賢生 委員 8番 樋川 篤子 委員
10番 成田 大介 委員 14番 畑山 聡 委員 21番 蒔苗 博英 委員
23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（10名）

商工部長	西谷 慎吾	商工労政課長	福士 智広
観光部長	神 雅昭	観光課長	早坂 謙丞
農林部長	森岡 欽吾	りんご課長	吉崎 拓美
教育部長	成田 正彦	教育総務課長	菅野 洋
博物館長	熊谷 義昭	文化財課長	石岡 博之

○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 高屋 憲 書 記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（石岡千鶴子委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案14件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。議案審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力お願いいたします。

議案第90号 弘前市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） まず、議案第90号弘前市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（西谷慎吾） 議案第90号弘前市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案について御

説明申し上げます。お手元に配付させていただきました資料に沿って御説明いたしますので、そちらのほうを御覧願います。

まず、本提案の概要であります。弘前市勤労青少年ホームにつきまして、令和6年3月31日をもって廃止しようとするものであります。

次に、廃止の理由であります。弘前市勤労青少年ホームの建物は築50年を超えており、外壁材の剥落や鉄骨の露出・さびなどが多数見受けられ、老朽化が著しい状況であるため、安全な状態で存続させることは困難であること。また、本来の施設利用の対象である勤労青少年の利用が全体の1割に満たない状況であることに加え、平成27年に行われました勤労青少年福祉法の一部改正により、勤労青少年ホームの設置に関する部分の規定が削除され、設置根拠が失われたことなどから、弘前市勤労青少年ホームの役割は終えたものとして、施設廃止の判断に至ったものであります。

次に、現利用団体への説明であります。昨年の12月に利用団体及び下町地区町会連合会に対しまして、計5回にわたり、廃止の方向性についての説明会を実施しております。その中で、廃止の方向性に対しまして、出席団体のうち半数以上の56%に賛成いただいたこともあり、廃止の方針を決定したものであります。

次に、利用団体の代替活動場所ではありますが、施設廃止後は、市内のほかの公共施設において活動していただくこととなりますが、ほかの団体の利用状況等により、利用可能なほかの施設を見つけることはなかなか難しいと考えられたことから、施設の廃止時期を令和5年度末とし、約1年間の準備期間を設けたほか、本年3月から4月にかけて代替施設に関する個別相談会を実施したところであります。

なお、市では、その後も随時、個別に相談を受け付ける体制を整えております。また、これまで勤労青少年ホームが担ってきた地域活動に対応した機能の一部につきましては、第二中学校等複合施設整備事業に組み込まれ、集約されることが計画されているところであります。

最後に、今後の流れであります。本定例会において条例案が可決された際には、利用団体に施設の廃止と代替施設について改めて個別の相談を受け付ける旨を御案内するとともに、市民に対しましては、広報ひろさきや市ホームページを通じてお知らせすることとしております。その後、建物につきましては、令和6年4月以降に解体し、跡地につきましては、市民体育館の駐車場として整備する予定であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） これまで勤労青少年ホームを使用されていた方からはどのような声が上がりましたか。また、どのようにしてほかの施設に振り分けられますかというか、候補の施設とかもお教えいただければと思います。

○商工労政課長（福士智広） まず、利用者からの声ですが、これまで利用できたことに対する感謝の言葉を頂いた一方で、代替施設を見つける際の不安や代替施設を使用する場合の使用料に対する心配の声がございました。また、長年地域の交流の場として利用してきたので廃止しないでほしいといった声や有料でもいいから改修してほしい、残してほしいという声もございました。

代替施設の確保など、今後の活動に対する不安につきましては、個別相談会などで御理解いただいたものと認識しております。

それから今後、利用者のほかの施設への振り分けという質疑でございますが、こちらに関し

ましては、それぞれの団体で活動状況が異なっていることから、市のほうで各団体を特定の公共施設に振り分けるということはず、ほかの公共施設の一覧表とか、そういったものを提供しながら御案内しているものでございます。

市といたしましては、本年3月から4月にかけて、勤労青少年及び一般利用の団体に対して個別相談会を開催して、各団体の利用条件などを聞き取って条件に応じたほかの施設の御案内をしております。現在、相談後の再相談というのはない状況でございますけれども、今後も利用団体から相談があった際には丁寧に対応していく予定でございます。

○21番（蒔苗博英委員） 第二中学校の複合施設整備事業というふうなことで、これは書かれていますけれども、町会等地域の活動に対応した機能の一部を第二中学校の複合施設整備事業の中で合わせて集約するということでありますけれども、この内容についてちょっとお願いします。

○商工労政課長（福士智広） 第二中学校等複合施設整備事業でございますけれども、第二中学校の校舎の新築と合わせて集会室などを備えた公共施設を整備するものとなっております。

現在、基本設計業務を実施しております、校舎のほうは令和9年度の2学期の供用開始を予定しております、公共施設部分につきましては、1年遅れの令和10年度の2学期の供用の開始を予定しているということとなっております。

○21番（蒔苗博英委員） そうすれば、令和10年からはその施設も使えると、いわゆる今までの勤労青少年ホームのようにそこも使えるということの理解でよろしいのですか。

○商工労政課長（福士智広） これまで勤労青少年ホームで活動されてきた、いわゆる地域活動的な部分につきまして、コミュニティーの部分ですね、この公共施設の部分を御利用できるということで、あとそれ以外、勤労青少年としての活動の部分は、市内全域の公共施設をそれぞれ御利用いただくということの中で、その施設も一部利用できることにはなるかと思えます。

○21番（蒔苗博英委員） ただ、やはりこれは中学校ですから、仮に10年から供用開始をしたとしても、この地域の方々というのは昼ではなくて夜に使うということが多いわけですから、そういう意味においては、やはりそういうふうなことの安全性と申しますか、子供たちに影響のないようにと申しますか、その辺のところもきちんと考えていかないと、というふうなことを要望いたします。よろしくをお願いします。

○6番（工藤賢生委員） 3番の出席団体のうち、賛成が56、反対が16。ということは残りが28%ぐらいあるけれども、その28%の意見というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたい。

○商工労政課長（福士智広） 残りの部分、どちらとも言えないという御意見の部分になっております。その部分が、この施設としてそのまま活動していきたいという気持ちはあるものの、やはり老朽化して安全性が確保できないということであればやむを得ないというようなことかと思えます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第126号 指定管理者の指定について（弘前職業能力開発訓練校）

議案第127号 指定管理者の指定について（弘前市まちなか情報センター）

議案第128号 指定管理者の指定について（弘前市伝統産業会館）

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第126号から第128号までの以上3件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

なお、質疑される委員は議案第何号に対する質疑かを申し添えていただくようお願いいたします。

それでは、議案第126号から第128号までの以上3件に対する理事者の趣旨説明を求めます。
商工部長。

○商工部長（西谷慎吾） 議案第126号は、弘前職業能力開発校の指定管理者として、職業訓練法人弘前職業訓練協会を指定しようとするものであります。

本施設は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の職業訓練を行うために市が設置した施設であり、職業訓練を行う事業主の団体である職業訓練法人弘前職業訓練協会が、施設の設置目的に沿った一体的な管理運営ができることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も基準点を上回っていることから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間であります。

議案第127号は、弘前市まちなか情報センターの指定管理者として、公益社団法人弘前観光コンベンション協会を指定しようとするものであります。

本施設は、市民及び観光旅行者に各種地域情報並びに交流及び休息の場を提供することにより、中心市街地ににぎわいを創出するとともに活性化を図ることを目的に市が設置した施設であり、公募により候補者を募集したものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も基準点を上回っていることから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

議案第128号は、弘前市伝統産業会館の指定管理者として、弘前市伝統産業会館管理運営委員会を指定しようとするものであります。

本施設は、伝統産業の振興と市民の交流活動の場の提供を目的とする施設であり、経済産業

省が指定する津軽塗の産地組合である青森県漆器協同組合連合会により組織されている弘前市伝統産業会館管理運営委員会が管理することにより、施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体については、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることなどの項目で優れており、総合評価点も基準を上回ったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 議案第126号から第128号までの以上3件に対し、御質疑ございませんか。

○21番（蒔苗博英委員） 候補者の選定結果の一覧の中で、点数が出てくるわけなのですけども、評価点の合計が……。

○委員長（石岡千鶴子委員） 何号の質疑ですか。

○21番（蒔苗博英委員）（続） 全てです。全てというか、今説明した全ての評価点のことです。500点満点の中で、例えば393点とか、これ、要するに8割行っていないのですね。8割行っていないとは、要するに点数が80点行っていないということですね。

この基準というのは、どこにどう置いて判断しているのかお知らせ願います。

○商工労政課長（福士智広） 基準ということでございますが、まず、こちらの評価が五つの項目にそれぞれ分けて、総合的事項、それから市民の平等な利用を確保することができること、それから施設の設置目的を効果的に達成することができること、それから施設の効率的な管理運営ができること、それから施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることということで、五つの項目に分けてそれぞれ評価・配点をしているもので、最低基準点を60点ということで基準を置いて審査しているものでございます。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第126号から第128号までの以上3件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第126号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第127号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第128号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第91号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第91号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） それでは、議案第91号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、弘前市宿泊税検討委員会を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

お手元の配付資料、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案についてを御覧ください。

1の改正内容であります。市では、豊富な観光資源を活用し、持続可能な観光振興を図るため、宿泊税の導入に向けた検討を進めているところであります。今後、具体的な調査研究を進めていく上で、宿泊税の導入目的、税収の用途及び課税対象の範囲などについて、専門的な見地から審議するため、弘前市宿泊税検討委員会を設置するものであります。

最後に、2の施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 議案第91号の弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、3回に分けて質疑いたします。

提案理由には、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として弘前市宿泊税検討委員会を設置するとあります。この附属機関の設置基準をお聞かせください。

次に、宿泊税については、今年第3回定例会において市は、まずは先行事例の調査を進め、関係機関や団体との意見交換など調査研究を行い、積極的に宿泊税の導入に向けての検討を進めてまいりますと答弁しております。

本案により附属機関を設置して検討を進めていくということですが、宿泊税というのは、地方税法第731条に基づく法定外目的税と認識しておりますが、実際に住民の理解が得られるかどうかは、なかなかハードルが高いものと思っております。そうまでして、市はなぜ宿泊税の導入を検討するに至ったのかお聞かせください。

○観光課長（早坂謙丞） まず、附属機関の設置基準についてでございますが、地方自治法第

202条の3の規定によりまして、法律もしくはこれに基づく政令、または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議または調査等を行う機関とされております。

市では、弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針を定めておりまして、附属機関の設置に当たりましては、一つ目として、市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、または公正を確保するため、市民、関係団体、専門的な知識を有する者等からの意見を必要とすること。二つ目として、これらの者からの個別の意見聴取、世論調査等の方法では不十分、または不適當であること。三つとして、ほかに当該担当事務を調査審議等させる適当な附属機関が存在しないこと。これらの三つの要件を全て満たす場合に限り設置しております。

次に、導入を検討するに至った経緯でございますが、今年度、国内外における観光需要の高まりを見せ、コロナ禍前のにぎわいを戻しつつある中におきまして、本市といたしましても、今後、豊富な観光資源を活用した訴求力のある持続的な観光振興を図る様々な取組を展開していくためには、安定的な財源確保が必要となります。

そこで、既に九つの自治体で導入しており、また全国各地の自治体においても導入の検討が進んでいる宿泊税は、観光振興の新たな自主財源として、安定的かつ持続的に確保していく方法の一つとして非常に有効であるものと考えているため、検討していこうとしているものでございます。

○4番（三浦 行委員） 再質疑いたします。

附属機関の設置は、市民の意見を反映し、公正を確保するための要件を全て満たす場合に限るとの御答弁でした。

宿泊税については、設置する市宿泊税検討委員会において様々な検討を進めていくことと思っておりますが、この委員会の委員構成と、委員を8名以内としている根拠をお聞かせください。

特別徴収義務者になると考えられるのは、ホテルや旅館の経営者です。その宿泊事業者は、委員にはどのくらい入るのかお聞かせください。また委員には、専門知識を有する学識経験者を加えるとのことですが、宿泊税に詳しい方が入るのか、委員会の中で学識経験者に求める具体的な役割についてお伺いします。

次に、委員報酬や今後のスケジュール等、委員会の概要についてお聞かせください。

○観光課長（早坂謙丞） 委員会の構成、それから8名以内としている根拠等についてお答えいたします。

宿泊税検討委員会の委員につきましては、学識経験者や観光関係団体などから6名、それから応募いただく市民から2名の8名以内で構成することとしてございます。委員の選任に当たりましては、今後、宿泊税の検討を進める中で、税導入に伴い、地域経済に与える影響度、または当市の観光施策のコロナ禍で変化している観光ニーズにつきまして、専門知識を有する学識経験者、それから市の経済団体や宿泊業を営む組合などの観光関係団体に所属する者、さらに市民からの意見を伺いながら進めていきたいと考えてございます。

それから、学識経験者に求める具体的な役割についてでございますが、税に関する法律や宿泊税に係る制度設計、例えば税率や税の使途、それから宿泊事業者の事務負担などといった議論を重ねていく中で、宿泊税導入により、市民や地元企業など地域経済に与える影響などに関しまして、専門的な視点で議論に加わっていただけるものと考えてございます。

それから最後に、今後のスケジュール等でございますが、弘前市宿泊税検討委員会の今後のスケジュールといたしまして、本定例会において本議案を可決いただきましたら、公募市民を

含めて、委員の選考に入りたいと思っております。来年3月から月1回のペースで公開により開催したいと考えてございます。また、当委員会に係る委員報酬及び費用弁償につきましては、今年度3月1回分の開催費用9万1000円の補正予算案を本定例会に提出しております。

○4番（三浦 行委員） 先ほどの答弁の中で、持続的な観光振興を図っていくための新たな財源として宿泊税の導入を検討しているとのことですが、それでは、検討を進めていくと答弁した前定例会からこれまでの間、何を調査研究してきたのかお聞かせください。できれば、宿泊税が導入された自治体の徴収義務者となった宿泊事業者の声を聞いていれば、お聞かせいただければと思います。

この委員会では、他市の導入事例や作成した資料を基に、どのような議論になるものと想定しているのかお聞かせください。

委員会での議論の中で、一部の委員が導入に賛成しなかった場合はどうなるのか、反対が多かったら導入されないのかをお伺いします。

また、仮に導入する場合、導入自治体の例から、実際に影響を受ける宿泊事業者が特別徴収義務者となって宿泊税を徴収しているのですが、宿泊事業者にどのような業務が発生すると想定されますか。

一番大事と考えられる宿泊事業者に対する説明機会をどのように考えているのかお伺いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、前の定例会から何を調査研究してきたのか、あとは、宿泊業を営む者の声ということでございますが、これまでの調査状況につきましては、今年9月には、観光課及び市民税課の職員が、今年4月から宿泊税を導入しております長崎市を訪れて、導入目的や課税要件、税収の使途、それから各担当課の役割などについて、導入までの経緯も含めながら説明を受けてまいりました。それから、このほか、既に導入している9自治体の事例研究や、導入に向けて検討している自治体の状況把握、それから当市の宿泊者数の推移など、今後の検討に必要なデータ等の資料作成を進めているところでございます。

それから、宿泊業を営む者の声を聞いているかということでございますが、前の定例会で御質問があったときに、弘前市の旅館ホテル組合のほうとも意見交換をいたしまして、市と一緒に、この宿泊税というものを勉強しながら、少し一緒に考えていきたいというようなお声を頂いてございます。

それから今後、他市の導入事例や作成した資料を基にどのような議論になるのかという、想定しているのかということでございますが、宿泊税検討委員会では、先ほど御答弁いたしました資料を配付した上で、宿泊税の導入の意義ですとか、財源の規模、使途の妥当性などについて議論を深めてまいりたいと思っております。

それから、一部の委員が導入に賛成しなかった場合どうなるのかということ等についてですが、附属機関は合議制の機関でありますので、宿泊税検討委員会においても委員の意思を統合して決定し、市に対して答申されるものと認識しております。

市といたしましては、この委員会からの答申を受けまして、宿泊税の導入に向けた判断をしてまいりたいと思っております。

また次に、宿泊事業者にどのような業務が想定されるのかでございますが、仮に市において導入に向けた準備を進めていく方向となった場合、宿泊事業者は、既に導入している自治体の事例から見ますと、税金の納入や宿泊税の導入に伴う会計システムの準備など、新たな事務が発生することが想定されます。

最後に、宿泊事業者に対する説明機会をどう考えているのかということについてですが、宿泊事業者への対応につきましては、市といたしましては、宿泊税の趣旨や制度設計についてしっかりと説明をするとともに、開始時期に向けて必要な作業期間を確保した上で、現場で混乱が起きないように対応してまいりたいと考えてございます。

○4番（三浦 行委員） では、要望を。

委員会は公開されるということですが、確実な傍聴や会議録の公開を要望します。さらに、やはり大切なのは市民の声、とりわけ市内の宿泊事業者の声、また、導入自治体の徴収義務者となった宿泊事業者の声をできるだけ多く聞いて参考にして、慎重に審議することを要望し、質疑を終了します。

○10番（成田大介委員） すみません、これ、一つだけ、ちょっと私の聞き逃しがあつたかもしれないので、ちょっと再確認になるかもしれないのですが、これは宿泊税検討委員会ということで、この任期の5年というものの根拠といいますか、例えばこの宿泊税に対する理解であったり、そういう機運が高まった場合に、この5年の任期中でも宿泊税を実行していくという可能性はあるものなのかどうか。

○観光課長（早坂謙丞） 今回、提案しております委員会の任期につきましては5年としてございます。その理由といたしましては、仮に宿泊税を導入した場合においても、その時々々の経済状況等を踏まえまして、宿泊税に係る制度について、一定期間後にはその効果を検証していく必要があるだろうと考えているためでございます。

今後、当委員会において、この見直しする期間についても議論を深めて審議していただきたいと思っております。

なお、既に導入している自治体の例を申し上げますと、今年度から導入している長崎市の宿泊税条例では、3年ごとに検討を加えると明記しているところもございまして、当市としましては5年というふうな期間を設けたものでございます。

○14番（畑山 聡委員） 1点だけ。この改正内容の設置目的というか、専門的な見地から審議するためと、大体みんな専門的な見地から審議してほしいとは思いますが、そういうふうな専門的知見を有している人が8人集まるのですかね。私に言わせると皆さんのほうがよほど専門的知見を有しているのではないかというふうにも思うのですけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（早坂謙丞） 先ほども少し御答弁しましたけれども、やはり税、租税法に精通している方、それから地域経済の観点、やはり私どもよりそういった税を勉強している方というのは、ぜひ入れたいというふうに考えてございます。税といっても広いですので、今後この提案が可決されれば、速やかにそういった人選を進めてまいりたいと思っております。

○14番（畑山 聡委員） 8人以内ということでございますので、8人そろわない場合には、極端なことを言えば2人でもやるということの理解でよろしゅうございますでしょうか。

○観光課長（早坂謙丞） 今回、提案しております資料の中に、学識経験のある者、それから公共的団体等の推薦を受けた者、それから公募による市民、その他市長が必要と認める者で8人以内となっておりますので、2人ということはないのでしょうか、公募による市民というのは、これまでの市委員会を見ましても、応募なしで、ない状態で委員会はスタートされておりますので、そういうのは想定されるのかなと思います。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

○4番（三浦 行委員） 議案第91号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について反対討論いたします。

宿泊税検討委員会を設置するための改正案ですが、宿泊税の導入そのものに反対ですので、本条例案には反対いたします。

宿泊税は既に導入済みの自治体がありますが、県内外から観光や温泉、仕事等で宿泊された方にあまねく課税というのは、市のマイナスイメージが大きくなります。消費税、入湯税の上に宿泊税を導入すれば三重に課税されることになり、課税される税額の根拠も乏しい問題があります。

特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆さんには、税の徴収、納付の事務的な負担も含め、過大な負担を強いることになり、税金分を宿泊者に転嫁できない場合も考えられます。

現時点で市として委員会を設置するには、宿泊税導入自治体や市内のホテル・旅館経営者に対する聞き取りが不十分ではないでしょうか。

以上、この議案の反対討論といたします。

○6番（工藤賢生委員） 私は、議案第91号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、宿泊税の導入に向けた具体的な調査研究を進めていく中で、学識経験者による専門知識を導入し、また市民からの意見を反映させるなど、議論する上で公正性、また透明性を確保するため、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、弘前市宿泊税検討委員会を設置するものであります。

宿泊税は、地方税法第731条第1項の規定に基づく法定外目的税であり、総務省からの通知によると、「法定外目的税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要である」とされております。

当委員会の委員は、市民からの公募をはじめ、学識経験者や観光関係団体に所属する者等で構成するとのことであり、税収の使途や課税対象の範囲などについて、宿泊税の導入に伴う受益と負担の観点から十分に検討され、大いに議論が深まることが期待できることから、本案に賛成するものであります。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第129号 指定管理者の指定について（弘前市立観光館）

議案第130号 指定管理者の指定について（弘前市立観光館駐車場）

議案第131号 指定管理者の指定について（星と森のロマントピア）

議案第132号 指定管理者の指定について（弘前市立百石町展示館）

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第129号から第132号までの以上4件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第129号から第132号までの以上4件に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第129号から第132号までの4件につきましては、観光部所管の施設に関わる指定管理者の指定でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第129号は、弘前市立観光館の指定管理者として、公益社団法人弘前観光コンベンション協会を指定しようとするものであります。

本施設は、市民や観光旅行者に対し観光情報の提供、地場産品の展示などを行い、市の観光及び物産の振興を図るために設置された本市観光の拠点となる施設であり、市と連携して様々な観光施策に取り組んでいくことができる団体による管理が求められることから、非公募により、本市の観光振興策の目的や内容に合致する事業を公益目的事業として実施している当該団体を指定しようとするものであります。

小委員会で審査した結果、各委員の評価においても劣以下の評価がなく、100点満点換算点では75.2点であったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第130号は、弘前市立観光館駐車場の指定管理者として、タイムズ24株式会社共同企業体を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募があった2団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体がより優れた提案をした団体として総合評価点が高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の提案内容は、施設の設置目的を効果的に達成することができること、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目でより優れており、それらの点が評価されたものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、議案第131号は、星と森のロマントピアの指定管理者として、一般財団法人星と森のロマントピア・そうまを指定しようとするものであります。

本施設は、自然の中での学習、スポーツ及びレクリエーションを通して市民の健康増進と世代間交流並びに都市住民との触れ合いを深めるとともに、滞在型観光を目指し、産業経済の振興及び住民の福祉の増進を図るために設置された施設であります。

本施設を相馬地区の観光拠点に位置づけ、多様な施設機能を最大限生かして、本市観光の魅力向上を促進し、周辺地域の活性化を目指すため、市と密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められることから非公募とし、これまでと同様に指定管理者として、一般財団法人星と森のロマントピア・そうまを指定しようとするものであります。

小委員会での評価に当たり、委員からは、「多彩な施設を有効活用した自主事業が提案されている」「教育合宿の積極的な受入れが評価されている」などが挙げられました。なお、施設の老

朽化に関するコメントもありましたが、今年度実施している「ありかた検討基礎調査業務」並びに来年度以降の対応により、今後の方向性について検討を進めることとしております。

当該団体の従前の管理実績などを審査した結果、各委員の評価において劣以下の評価がなく、100点満点換算点は70.6点であったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

なお、指定の期間は、これまでの5年間から、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であり、その間に施設の在り方の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、議案第132号は、弘前市立百石町展示館の指定管理者として、特定非営利活動法人 h a r a p p a を指定しようとするものであります。

本施設は、弘前市指定管理者選定等審議会において選定方法などを審議いただき、公募により6月に募集を開始し、当該団体1団体より応募がありました。提案内容に関するヒアリングを実施し、8月の観光部小委員会におきまして評価・採点し候補者案を選定いたしました。さらに指定管理者選定等審議会において審査した結果、総合的事項、施設の設置目的を効果的に達成することができることの項目において優れており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

引き続き、配付資料について説明いたします。資料の2枚目を御覧ください。こちらが選定結果の一覧表でございます。今回、特に評価のポイントとなった部分を御説明いたします。

選定結果については、各評価項目における全委員の5段階評価全てが優・良・可と高い評価結果となり、100点満点換算で最低基準である60点を大きく超える78点となっております。特定非営利活動法人 h a r a p p a の提案内容は、市の作成した文化芸術振興計画にのっとった運営により利用者へのサービスを向上させる提案であるほか、市指定有形文化財という施設の特性を生かした提案や、中心市街地の活性化の創出に寄与する提案などが優れているとして評価されたものであります。

また、今回応募のあった特定非営利活動法人 h a r a p p a は、弘前市立百石町展示館の現指定管理者であり、弘前市立百石町展示館の施設管理に関して豊富な経験と実績を有しており、現在の管理運営におけるモニタリングにおいても、おおむね適正との評価を得ております。

以上で、議案第129号から第132号までの概要説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 議案第129号から第132号までの以上4件に対し、御質疑ございませんか。

○8番（樋川篤子委員） 議案第130号についてお聞きします。

指定管理者がタイムズ24株式会社共同企業体となっておりますが、この共同企業体というのは、ほかの企業が何社で、名前が分かればお知らせください。

もう一つ。この管理者が替わることで、これまでとサービス、料金などが変わるのかということをお聞きします。この4番の主な提案内容のところに、函館との観光周遊プランを提案すとか、あとカーシェアリング、無料貸出傘などあるのですが、これがサービス内容の変わる場所なのか。サービス内容、料金と企業のことをお願いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず共同企業体ですけれども、3社ございまして、タイムズ24株式会社、それからタイムズサービス株式会社、それから津軽警備保障株式会社の3社となっております。

それから、料金の変更でございますが、指定管理者が変わったからといって料金の変更はご

ございません。

それから、先ほど、函館との連携ですとか、そういったサービスということでもございましたけれども、今回も提案されてきましたこの共同企業体におきましては、単なる駐車場の管理だけではなくて、広域観光の視点での提案もされてきておりまして、当市も結びつきが強い函館市との周遊する観光の情報発信ですとか、あとはカーシェアリングの提案ですとか、してきてございます。それから、自主事業の提案の中で、そういったカーシェアリングもしてきているのですが、そのほかに無料の貸出傘の設置ですね、駐車場に入って雨が降ってきたときに、利便性を図るために傘を設置しているですとか、それから全国展開している会社の特性を生かしまして、土手町のエリアでもタイムズ24はやっているのですが、そちらとの空車・満車の情報の発信も併せてしていきたいというふうに伺ってございます。

○8番（樋川篤子委員） ありがとうございます。

新しくプランを提案されているということで、今までの駐車場としての利用は、料金もそのまま、あとは利用方法も契約書のほうとか、特に変わることはないということでもよろしいでしょうか。

○観光課長（早坂謙丞） 料金についてはそうなのですが、駐車場に入ったときの右折する・左折するというような、回り方ですね、車の転回の仕方は、現在の指定管理を受けているところとは少し変えたいというふうな提案を受けております。やはり事故が少し多いということで、運転者の身になって、少しそこは提案者のほうで考えていきたいというふうな提案をもらっておりますので、それは今後、市側と、しっかり案内の掲示の仕方も含めて協議してまいりたいと思っております。

○8番（樋川篤子委員） 今まで慣れていて、急に変わると危ないかなと思ったのですが、安全のほうを考えてということであれば、そのほうがいいと思いますので、そこを十分お知らせして、事故のないようにということをお願いします。

○4番（三浦 行委員） 議案第131号、星の森のロマントピアの指定管理なのですが、どうして3年なのかお伺いします。あと、施設の状態はどうなっているのかお伺いします。

○観光課長（早坂謙丞） ロマントピアの指定管理期間がどうして3年なのかということですが、これまでの5年間から3年間の指定管理につきましては、コロナ等による観光客のニーズの変化ですとか、施設の老朽化などを踏まえまして、ある程度の期間を決めて、現在、施設全体の在り方の検討を進めていることから、管理期間については3年としたものでございます。

それから、施設で古くないのかということですが、星と森のロマントピアには、宿泊施設白鳥座やバンガロー、天文台、それからプールなどございます。平成元年頃から順次、これらの施設をオープンしておりまして、施設によっては設置から約30年以上経過しております。この間、大規模な改修というのは行っておりませんが、そのため古くはなっております。ただ、優先順位をつけながら、補修ですとか改修、さらにはリフォーム等を行いながら、利用者の安全確保や利便性といったものの向上に努めているところであります。

○6番（工藤賢生委員） 1点だけ。129号から132号までの間で非公募と公募の二つがありますが、この違いは何でしょうか。どういう意図で非公募と公募があるのか。そこを1点だけ教えてください。

○観光課長（早坂謙丞） 129号から131号ですので、ちょっと私のほうでまとめて御説明しますが、まずは非公募の理由といたしましては、指定管理制度の導入に係る方針で非公募が認めら

れる条件というのがございまして、施設の管理のみだけでなく、市の施策の推進に向けて、市と指定管理者が緊密な連携を図りながら、施設の管理運営を行うことが求められる場合というようなところで、これは非公募となっております。

それ以外、競争性を担保しながら、いろいろな提案をもって行う場合というものは公募というようなところで行っているところです。

○14番（畑山 聡委員） ちょっと細かいことで恐縮でございますけれども、弘前市立百石町展示館の、132号ですね。選定結果一覧表をちょっと、たらっと見ていて、(5)の②安定的な管理運営が可能となる経理的基盤が20点満点の10点というふうになっていて、何か6割という話も先ほどあったので、この辺は大丈夫なのかなと、何で20点満点の10点なのかなと。別に批判をしているわけではないですけれども、単なる疑問でございます。経理的基盤が10点ということなので大丈夫なのかなというふうに、ちょっと不安を感じたものですから。

○観光部長（神 雅昭） 今、安定的な管理運営が可能となる経営的基盤、これは20点満点のうち半分、10点だと、要は平均的な点数でそれでいいのかということなのでございますけれども、今まで5か年、モニタリングをしてきておまして、その中で安定的経営は行ってきております。ただ、特別、何というのだろう、目立って管理運営にいい貢献をしたかどうかということ、優秀ではなかったと。よかったけれども、そんなに特別目立ったことをしていなかったということで、それでも安定した経営は行っていたということで、そういう平均的な評価をいたしました。

○14番（畑山 聡委員） 個人的な話を含めるようで恐縮でございますけれども、ここはよく使用させていただいて、利用させていただいて、非常に利用しやすく、サービスもよくて、結構予約を取るのも大変で、それでなぜ経理的基盤が10点なのだというふうな疑問を抱いたものですから、質疑をさせていただきました。これはただの感想です。

○委員長（石岡千鶴子委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

議案第129号から第132号までの以上4件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

まず、議案第129号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第130号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第131号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第132号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第125号 指定管理者の指定について（弘前市りんご公園）

- 委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第125号指定管理者の指定についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

- 農林部長（森岡欽吾） それでは、弘前市りんご公園の指定管理者の指定について御説明いたしますので、初めに配付しております資料の1を御覧ください。

議案第125号は、弘前市りんご公園の指定管理者として、公益社団法人弘前観光コンベンション協会を指定しようとするものであります。

本施設につきましては、公募により候補者募集したところ、応募があったのは当該団体1団体であり、弘前市指定管理者選定等審議会において審議をした結果、指定管理者候補者として選定されたものでございます。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

続きまして、資料の2を御覧ください。

当該団体の提案は、特に(1)の総合的事項や(5)の施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることなどが評価されたものであり、評点合計の100点満点換算点は68.5点であります。

説明は以上であります。

- 委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第150号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（石岡千鶴子委員） 次に、議案第150号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第150号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。本条例は教育委員会事務局の教育職職員、学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事、学校指導課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、会計年度任用職員の教育指導員、教育相談員及び幼児ことばの指導助手に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。今回の改正は、若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定するもので、引上げ額は月額1,000円から1万2800円、改正の影響を受ける教育関係職員は、再任用職員1名を含む正職員18名と会計年度任用職員14名の計32名となります。

次に、附則であります。別表の次の最後のページに附則がございますので御覧願います。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を定めております。

附則第2項では、改正後の別表の規定は、令和5年4月1日に遡って適用する旨を規定しております。

附則第3項では、既に支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなして、本条例の改正により発生する差額分を支給する旨を規定しております。

なお、附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（石岡千鶴子委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

議案第133号 指定管理者の指定について（鳴海要記念陶房館）

議案第134号 指定管理者の指定について（旧伊東家住宅等）

議案第135号 指定管理者の指定について（瑞樂園）

○委員長（石岡千鶴子委員） 最後に、議案第133号から第135号までの以上3件の指定管理者の指定については、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第133号から第135号までの以上3件に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） まず、議案第133号鳴海要記念陶房館の指定管理者の指定について御説明いたします。

配付資料のほうを御覧いただきたいと思います。

概要ですが、鳴海要記念陶房館の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

施設の概要につきましては別紙2のとおりとなりますけれども、当施設は、東北地方を代表するりんご釉の陶芸家として知られる故鳴海要氏の工房を保全し、作品を紹介するとともに、市民の地域文化の継承と生涯学習意欲向上の場として管理運営を行うものであります。

最初のページのほうにお戻りいただきまして、指定管理者候補者決定までの流れは記載のとおりで、8月1日から申請書を受付し、8月24日に小委員会で評点して候補者案を決定、9月29日の指定管理者選定等審議会で候補者を選定し、11月15日の教育委員会会議で決定したものであります。

選定方法につきましては、当施設の管理運営に当たって、要作品の約7割を所有する遺族との信頼関係が不可欠であることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、開館当初から適正に管理運営し、信頼関係を築いている団体である一般財団法人岩木振興公社を候補者に、非公募といたしました。

指定期間は、令和6年4月1日からの5年間となります。

主な提案内容は、要作品の普及に努めるとともに、伝統工芸を中心とした展示、地域交流、若手後継者の育成など、来館者の増加を図るための多種多様な自主事業の提案がなされ、また、人員確保につきましては、陶芸などの専門教育を受けたスタッフを含め、市の配置計画以上の体制・人員配置であり、文化芸術関係の人材育成にも配慮した提案がなされております。

評価結果について御説明いたしますので、別紙1の鳴海要記念陶房館指定管理者候補者選定結果一覧表を御覧ください。

評価に当たっては、今回、特に要請する事項として、有料入館者数の増加に資する事業や、施設のさらなる利用促進と地域の文化向上、及び周辺地域活性化への寄与を盛り込んだことから、(3)の施設の設置目的を効果的に達成することができることを重要視し、配点を高く設定しております。評点の100点満点換算点は77.4点であり、基準の60点を上回っております。

小委員会及び指定管理者選定等審議会において審査した結果、サービスの向上や自主事業の企画内容及び期待される効果、また、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有している

この項目で優れている点が評価され、指定管理者候補者として選定されたものであります。

当該団体は、平成15年の開館当初より当施設を管理しており、遺族との信頼関係を培いながら効率的な管理運営を行うとともに、地域の文化向上や利用者ニーズを反映した自主事業を多数実施するなど、多くの実績を有しているものでございます。

鳴海要記念陶房館につきましては、以上で説明のほうを終わります。

続きまして、議案第134号旧伊東家住宅等の指定管理者の指定について御説明いたします。

こちらも配付資料のほうを御覧ください。

概要ですが、旧伊東家住宅等の指定管理者として、弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会を指定しようとするものであります。

施設の概要は、別紙2のとおり、仲町地区に所在する4棟の武家住宅である旧伊東家住宅、旧岩田家住宅、旧梅田家住宅、旧笹森家住宅の公開・管理及び小人町花壇と地区説明板の管理を行うものであります。

指定管理者候補者決定までの流れは記載のとおりとなります。先ほどと同様でございます。

選定方法は公募といたしましたが、応募がありましたのは、弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会の1団体でありました。

指定期間は、令和6年4月1日からの5年間となります。

当保存会は、地区住民を中心に組織された団体で、主な提案内容は、来館者に地域の歴史や文化を伝え、また、来館者の増加を図るために県内外の小中学校、観光施設等への周知を図るとともに、仲町地区の特徴の一つである生け垣手入れ講座、町並みフェアや街歩き講座等、施設の特性を生かした自主事業を計画しております。

評価結果について御説明いたしますので、別紙1、旧伊東家住宅等指定管理者候補者選定結果一覧表を御覧ください。

評価に当たっては、今回、特に要請する事項として、幅広い利用と市民参画の促進及び仲町地区などの文化財への関心と魅力の発信を図ることとしたことから、(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることと、(5)施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることを重要視し、配点を高く設定しております。評点の100点満点換算点は72.4点であり、基準の60点を上回っております。

小委員会及び弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の設置目的を理解し、それに基づく管理方法が提案されていること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れている点が評価され、指定管理者候補者として選定されたものであります。

なお、当該団体は現在の指定管理者であり、令和元年度からの管理実績において、新型コロナウイルス感染症拡大期間を除き、各種イベント開催などによる来館者の増加につながっているものでございます。

その他、施設の概要につきましては、別紙2のとおりとなりますので、そちらのほうを御参照いただきたいと思います。

以上で、旧伊東家住宅のほうの説明のほうは終わらせていただきます。

続きまして、議案第135号瑞楽園の指定管理者の指定について御説明いたします。

配付資料のほうを御覧ください。

概要ですが、瑞楽園の指定管理者として、有限会社三浦造園を指定しようとするものであります。

施設の概要は、別紙2のとおり、宮館に所在する国指定名勝である瑞楽園の庭園及び母屋の旧對馬家住宅の公開・管理、並びに庭園内あずまやと民具等の文化財収納プレハブの管理を行うものであります。

指定管理者候補者決定までの流れは記載のとおりでございます。

続きまして、選定方法についてですけれども、公募といたしましたが、応募があったのは有限会社三浦造園の1者のみでございました。

指定期間は、令和6年4月1日からの5年間となります。

当法人は前坂に所在する造園会社であり、瑞楽園に関しては、50年以上にわたり庭園管理に携わっております。主な提案内容としては、大石武学流庭園の適切な維持管理と技能者の育成を行うとともに、つがるの昔っこや十五夜まつりなど、季節ごとに施設の特性を生かした自主事業を開催するなど、来園者の増加につなげる提案となっております。

評価結果について御説明いたしますので、別紙1、瑞楽園指定管理者候補者選定結果一覧表を御覧ください。

評価に当たっては、今回、特に要請する事項として、幅広い利用と市民参画の促進及び瑞楽園などの文化財への関心と魅力の発信を図ることとしたことから、(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることと、(5)施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることを重要視し、配点を高く設定しております。評点の100点満点換算点は80.6点であり、基準の60点を大幅に上回っております。

小委員会及び弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の設置目的を理解し、それに基づく管理方法が提案されていること、施設の設置目的を効果的に達成するための具体的な事業計画が提案され、十分な効果が期待できることの項目で優れており、総合評点も高かったことから、指定管理者候補者として選定されたものであります。

なお、当該法人は現在の指定管理者であり、平成26年度からの管理実績において、新型コロナウイルス感染症拡大期間を除き、各種イベント開催などによる来園者の増加につなげているものでございます。

その他、施設の概要については、別紙2のとおりとなりますので御参照ください。

以上をもちまして、説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（石岡千鶴子委員） 議案第133号から第135号までの以上3件に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第133号から第135号までの以上3件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第133号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第134号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第135号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石岡千鶴子委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時30分 散会】